

指導行政のポイント

就学指定校の“変更申立”

菱村 幸彦

文部科学省は、3月30日、学校教育法施行規則（以下「施行規則」）の一部を改正し、就学指定校の変更申立について改善を図った。

変更申立を保護者に周知する

今回の施行規則の改正は、規制改革・民間開放推進会議の第2次答申（昨年12月）を受けたものである。第2次答申についてはすでに本紙（129号）で取り上げている。

結論のみ要約すれば、答申をまとめる際、学校選択制をめぐる文科省と推進会議が対立したが、最終的に、(1)学校選択制に関する事例集を市町村教委に配布すること、(2)就学を指定する通知に保護者の変更申立ができる旨を明記するよう施行規則で規定すること、(3)いじめへの対応、通学の利便性、部活動など就学校の指定変更の理由を予め公表するように市町村教委に求めること - で決着したわけである。

今回の改正は、上記(2)を制度化するものである。具体的には施行規則第32条に、新たに第2項として、「市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第8条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする」という規定を加えた。

この追加規定は、関連条文が多く、一見わかりにくい。で、以下に関連条文を整理してみよう。

- (1)市町村教委は、学齢児童・生徒に就学を通知する際、小・中学校が2校以上あるときは、就学すべき学校を指定する（施行令第5条2項）
- (2)市町村教委は、就学すべき学校を指定する場合、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる（施行規則32条）
- (3)市町村教委は、相当な理由があれば、保護者の

申立により、就学校を変更することができる（施行令第8条）

今回の改正条項は、上記(3)の就学校変更の申立制度が保護者に確実に周知され、その適切な活用が一層進むよう、市町村教委が保護者に就学指定校の通知を出す際、就学校の変更申立ができる旨を明記することを求めるものである。

変更の具体的事由を定める

施行規則の改正に際し、文科省は局長通知（平成18年3月30日、文科初第1138号）で、市町村教委に対し、次の留意点を示している。

- (1)市町村教委が就学指定校について変更申立ができる旨を示す場合、その要件・手続についても示すことが望ましいこと。
- (2)市町村教委が要件・手続を定める際、保護者の申立先、申立受付期間等を具体的に定めるとともに、就学校の変更を認める具体的事由をあらかじめ定めておくことが望ましいこと。
- (3)就学校の変更を認める事由としては、例えば、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動を理由とする場合が考えられるが、地域の実情等に応じ適切に判断すべきものであること。
- (4)学年途中に変更申立がある場合でも、相当と認めるときは、就学校の変更を行うこと。

施行規則の改正に先立ち、文科省が聴取したパブリックコメントには、賛否さまざまな意見が寄せられているが、その中の「変更申立権の濫用とならないようにすべきだ」という意見と「学校選択の自由化を図るか、地域に根ざした学校づくりを優先するかは、市町村教委が主体的に政策判断すべきだ」という意見は、重要な指摘だと思う。運用にあたって十分留意すべきであろう。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長）

●3月27日刊! ● 長谷川元洋【編】安保和幸【法律監修】A5判240頁2310円 教育開発研究所・刊

『どう対処する! 校長・教頭のための個人情報保護対策』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)